議 員 協 議 会

令和３年８月10日
委員会室

１　開　会

２　議会運営委員長の報告

３　令和２年度事務事業評価報告書について
（総務産業常任委員会・文教民生常任委員会）

４　各委員会からの報告
⑴　総務産業常任委員会
⑵　播州織小委員会

５　各組合議会等からの報告
（北播衛生事務組合議会、北はりま消防組合議会）

６　その他

令和３年８月10日

議 員 各 位

議会運営委員長

令和３年７月５日及び15日議会運営委員会の概要について（報告）

去る７月５日及び15日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださるようお願い申し上げます。

記

令和３年７月５日・月曜日

１　９月定例会の運営等について
すでに報告済

２　第82回６月定例会の反省等について
(1)　一般質問について
ア　一般質問は市長との政策論議の場であることを確認
⇒　基本、答弁者は市長であるべき
イ　市長からの「通告がなされていない」との発言に対して
⇒　通告は、あくまで議長に対して行うもの

↓

市長との政策論議が前提であることを念頭に質問内容には御留意を
ウ　議長から市長に対し、通告制の趣旨や答弁の範囲について申し入れを行うことを決定

(2)　討論等の取扱いについて
委員会提出議案に対する当該委員会の構成員による賛成討論を受けて、その在り方を協議し、今後の取扱いを下記のとおり決定
⇒　委員会提出議案は、請願に係る意見書等にあっては、全員一致、賛成多数の別に関わらず、委員会の決定により、委員発議の意見書等にあっては、全員一致の場合に限り、これを提出する。

【質疑・討論の取扱い】

	質　疑			討　論		
	委員長	所管委員会構成員	左以外	委員長	所管委員会構成員	左以外
議員提出議案	可※1	可※1	可※1	可※2	可※2	可※2
請願採択に伴う意見書等の委員会提出議案	不可	不可	可	可※3	可※4	可
委員発議による委員会提出議案	不可	不可	可	不可	不可	可

※1　提出者及び賛成者である場合を除き可能

※2　提出者である場合を除き賛成・反対いずれも可能

※3　委員会の採決が賛成多数の場合（委員長のみ反対の場合は、委員会の進行を副委員長と交代したうえで、委員長の反対討論必要）のみ、反対討論は可能

※4　委員会の採決が賛成多数の場合のみ、反対討論は可能（賛成討論は控える）

【議案提出・質疑・討論のパターン】　※先の表と配列が異なっています。

	委員会提出議案としての提出要件	質疑			討論		
		委員長	所管委員会構成員	左以外	委員長	所管委員会構成員	左以外
委員会付託案件	―	不可	不可	可	可※1	可	可
請願採択に伴う意見書等の委員会提出議案	全員一致 賛成多数	不可	不可	可	可※2	可※3	可
委員発議による委員会提出議案	全員一致	不可	不可	可	不可	不可	可
議員提出議案	―	可※4	可※4	可※4	可※5	可※5	可※5

※1　委員会の採決が、全員一致とならなかった場合（委員長のみ意見が異なった場合は、委員会の進行を副委員長と交代したうえで、委員長の討論必要）のみ、委員会の結果と異なる討論可能

※2　委員会の採決が賛成多数の場合（委員長のみ反対の場合は、委員会の進行を副委員長と交代したうえで、委員長の反対討論必要）のみ、反対討論は可能

※3　委員会の採決が賛成多数の場合のみ、反対討論は可能（賛成討論は控える）

※4　提出者及び賛成者である場合を除き可能

※5　提出者である場合を除き賛成・反対いずれも可能

(3)　議会等中継システムの不具合について

ア　内容

6月14日（月）の総務産業常任委員会において、委員会室中継システム（Aicos）の不具合により、音声のみの中継となった。

イ　今後の対応

6月議会終了後、代替え機と交換し、カメラ本体に不具合ないか、メーカーに調査を依頼する予定

⇒　7月15日（木）の議会運営委員会も制御機器等の不具合により音声のみの中継となったため、カメラ及び制御機器等を交換し、対応する。（8月2日交換済）

3　議会基本条例の検証について
　7月9日（金）午後1時30分から議員全員で開催予定（開催済）

4　事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出について
北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会議員について
⇒　令和4年3月改選時から監査委員に就任（選出表にその旨記載）

5　議会会議室の開放（学習室）について
⇒　夏季休業期間中の学生に対し議会会議室を学習室として開放する方向で検討を行う。

令和3年7月15日・木曜日

1　会議室の開放（学習用）実施要領について
(1)　趣旨
　夏季休業期間中の学生等に対する自主学習スペースの提供と議会をより身近に感じてもらうことを目的に実施する会議室の開放について必要な事項を定めるものとする。
(2)　実施時期等
　令和3年7月21日（水）から8月31日（火）まで（土日・祝日を除く。）
　午前9時から午後5時まで（会議室の利用予定がない時間帯に限る。）
(3)　対象者
　中学生以上の生徒、学生
(4)　定員
　10人
※議員控室は施錠し、使用時のみ開錠する。
（控室の鍵は事務局内の出退勤表示板の隣に保管する。）

2　議会関係例規の見直しについて
(1)　西脇市議会基本条例第20条の改正について

（議場等の開放） 第20条　議会は、原則として年2回以上、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

↓

（議場等の開放） 第20条　議会は、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

(2)　西脇市議会基本条例（解説付）第4条関係の修正
特別委員会に関する規定の整理→→4項の下線部分削除

（4条解説） 1　（略） 2　常任委員会は現在、総務産業、文教民生、予算の3委員会を設置しており、議員は、総務産業、文教民生常任委員会のいずれかに所属することとしています。～（略）～

> また、予算及びこれに関する事項を所管し、議長を除く15人で構成する予算常任委員会も設置しています。（定数15人）
> 3　議会運営委員会は、議会運営に関する事項や、議会の条例、会議規則等に関する事項を所管しています。委員定数は議会の議決により定めます。
> 4　特別委員会は、特定の事件を審査するため、議会の議決により設置する委員会で、委員定数は議決により定めます。
> なお、本市では議会広報広聴特別委員会、市庁舎等建設に関する特別委員会及び議員定数調査特別委員会を設置しています。
> 5　委員会は、それぞれの権限に属する機能を充実させ、発揮しなければならないことを規定しています。　～（略）～　市政の特定事務を調査し、条例の提案、施策の提言等の成果を挙げるなど、積極的な活動を行うことを意識付けする規定としています。

(3)　西脇市議会課題懇談会実施要綱の改正

ア　改正理由

現行の運用に合わせるため。

イ　改正概要

(ｱ)　開催時期等・出席者　議運　→　議運含む常任委員会判断へシフト

(ｲ)　結果の報告先　議運　→　議員協議会

(ｳ)　報告書の公表　議運で判断　→　原則公表

ウ　その他

新旧対照表のとおり

(4)　西脇市議会運営先例事項の改正

ア　改正理由

前回の議運決定内容を先例事項として明示するため。

イ　改正概要

(ｱ)　質疑・討論に関する規定の整理

(ｲ)　委員会提出議案の規定の追加

ウ　その他

新旧対照表のとおり

3　議員研修（監査）について

(1)　日時　令和３年８月19日（木）　午前９時30分～11時まで

(2)　場所　委員会室

(3)　対象　議員及び関係職員

(4)　講師　関西学院大学大学院経営戦略研究科　石原俊彦教授

4　新型コロナウイルス感染症に係る議会の対応について

・緊急事態宣言措置区域の指定解除（６月20日）

・まん延防止等重点措置実施区域に指定（６月21日から７月11日まで、８月２日から31日まで）

⇒　８月の議運まで従前の取扱いのとおりとする。

5　６月定例会の一般質問答弁に係る市長への申入れについて

【申し入れ内容】

○一般質問については、市長との政策論議の場であることから、基本は市長が答弁すべきであり、もちろん議員側もそのことを念頭に相応の質問に心掛ける。

○今期の市長答弁では、「通告がなされていない」との発言が数回あったが、通告は、議事日程との関係で議長に対してするもので市長に対してするものではないこと。

○通告の大項目の範囲内での追加質問は、許容範囲であること。

○口頭による質問・答弁が原則であるが、細かな数字等、即答できないものなどは、文書による答弁の方法も活用可能であること。

【市長から】

○先ずは速やかに答弁を行いたいので、通告で示して欲しい。

西脇市議会課題懇談会実施要綱の一部を改正する要綱

西脇市議会課題懇談会実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（開催時期等） 第２条　課題懇談会は、議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において、所管の委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下同じ。）が審査し、必要と認めたときに開催する。	（開催時期等） 第２条　課題懇談会は、議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において、議会運営委員会が審査し、必要と認めたときに開催する。
２　前項の申出又は申込みについては、課題懇談会（申出・申込）書（様式第１号）で行うこととする。	２　前項の申出については、課題懇談会（申出・申込）書（様式第１号）で行うこととする。
３　第１項に定める場合のほか、委員会が必要と認める場合に開催する。この場合において、当該委員会の委員長は、前項の申出を行うこととする。	（新設）
４　課題懇談会は、原則として、市内で活動している団体等と個別に開催する。	３　課題懇談会は、原則として、市内で活動している団体等と個別に開催する。
５　課題懇談会の開催場所は、団体等と協議して定める。	４　課題懇談会の開催場所は、団体等と協議して定める。
（出席者） 第４条　課題懇談会の出席者は、次に定めるとおりとする。	（出席者） 第４条　課題懇談会の出席者は、次の各号により議会運営委員会で決定する。
(1)　所管の委員会所属議員を基本とし、所管の委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める場合は、出席を希望する所管以外の委員会所属議員からも選出できるものとする。	(1)　所管の委員会所属議員を基本とし、所管の委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める場合は、出席を希望する所管以外の委員会所属議員からも選出できるものとする。
(2)　前号で出席を希望する所管以外の委員会所属議員は、課題懇談会出席希望届出書（様式第２号）を委員長に提出するものとする。	(2)　前項で出席を希望する議員は、課題懇談会出席希望届出書（様式第２号）を委員長に提出するものとする。
(3)　団体等からは、議会からの出席者数を考慮して委員長が人数を決定する。	(3)　団体等からは、議会からの出席者数に応じて人数を決定する。
（役割分担） 第５条　課題懇談会における司会進行、記録者等の役割分担は、所管の委員会において決定する。	（役割分担） 第５条　課題懇談会における司会進行、記録者等の役割分担は、議会運営委員会で決定した出席者が協議して決定する。
（結果報告及び公表） 第７条　課題懇談会を終了したときは、記録者が速やかに議長に報告書を提出した後、議員協議会において報告しなければならない。	（結果報告及び公表） 第７条　課題懇談会を終了したときは、記録者が速やかに議長に報告書を提出しなければならない。
２　前項の報告書は、ホームページ及び議会だよりで公表するとともに、重要なものは市長に送付するものとする。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。	２　前項の報告書は、議会運営委員会に諮り、公表が必要と認められた場合は、ホームページ及び議会だよりで公表するとともに、重要なものは市長に送付するものとする。

附　則

この要綱は、令和３年８月10日から施行する。

令和３年７月15日　議会運営委員会

西脇市議会運営先例事項　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
1　会議関係	1　会議関係
(9)　議員提出議案の取扱いについて	(9)　議員提出議案の取扱いについて
ア　委員会（議員全員）からのものについては、朗読をもって、提案説明、付託を省略する。ただし、条例等団体意思の決定となるものは、提案説明は省略せず、提出者が行うものとする。	委員会（議員全員）からのものについては、朗読をもって、提案説明、付託を省略する。
イ　議員によるものについては、提案説明、質疑、委員会付託を行うものとする。提案説明は、提出者が行うものとする。	議員によるものについては、提案説明、質疑、委員会付託を行うものとする。 また、条例等団体意思の決定となる議案が議員提出された場合、 ア　提案説明は、提出者が行うものとする。 イ　議案の提出者は、その議案に対する討論はできないものとする。
ウ　議員提出議案に対する質疑及び討論の取扱いについては、別表に定めるところによる。	ウ　賛成者は、質疑できないものとするが、賛成討論はできるものとする。
エ　委員会の委員長は、所管の委員会に付託されると思われる議員提出議案の提出者又は賛成者にならないものとする。	エ　委員会の委員長は、所管の委員会に付託されると思われる議員提出議案の提出者又は賛成者にならないものとする。
(9)の２　委員会提出議案の取扱いについて ア　委員会提出議案については、朗読をもって、提案説明、付託を省略する。ただし、条例等団体意思の決定となるもの及び会議規則の改正については、提案説明は省略せず、提出者が行うものとする。 イ　委員会提出議案に対する質疑及び討論の取扱いについては、別表に定めるところによる。	（新設）
3　委員会関係	3　委員会関係
(7)　委員会提出議案について 委員会提出議案は、請願に係る意見書等にあっては、全員一致、賛成多数の別に関わらず、委員会の決定により、委員発議の意見書等にあっては、全員一致の場合に限り、これを提出する。	（新設）

改正案	現行
別表（第１項第９号、９号の２関係） 質疑・討論の取扱い	（新設）

	質疑			討論		
	委員長	所管委員会構成員	左以外	委員長	所管委員会構成員	左以外
議員提出議案	可※1	可※1	可※1	可※2	可※2	可※2
請願採択に伴う意見書等の委員会提出議案	不可	不可	可	可※3	可※4	可
委員発議による委員会提出議案	不可	不可	可	不可	不可	可

※1　提出者及び賛成者である場合を除き可能

※2　提出者である場合を除き賛成・反対いずれも可能

※3　委員会の採決が賛成多数の場合（委員長のみ反対の場合は、委員会の進行を副委員長と交代したうえで、委員長の反対討論必要）のみ、反対討論は可能

※4　委員会の採決が賛成多数の場合のみ、反対討論は可能（賛成討論は控える）

令和２年度
事務事業評価報告書

令和３年８月

総務産業常任委員会

評価対象事業名	まちづくり推進事業　16,414千円		
所管常任委員会	総務産業	評価者	
基本政策	多様な主体による地域自治の確立		
政策	持続可能なコミュニティをつくる		
施策	地区からのまちづくりを推進します・公益的な市民活動を支援します		

事業評価（５段階評価）

項目	評価	評価内容			
		理由（該当する項目を三段階で評価）			
		（○）良好・すべき　（△）どちらともいえない　（×）不良・すべきでない	○	△	×
妥当性	4	ア）社会情勢からみて実施すべきか	✔		
		イ）一定の成果が上がっているか、引続き継続すべきか	✔		
		ウ）行政で行うべきか（税金を使うべきか）	✔		
		エ）他事業とサービスが重なっていないか	✔		
		オ）他自治体と比べサービスの対象、内容が適切か		✔	
		カ）市民全員のためになっているか		✔	
有効性	3	ア）前年以前と比較し、事業効果は上がっているか		✔	
		イ）事業目標が達成できているか		✔	
		ウ）目標が達成可能な事業であるか	✔		
		エ）目標が低く設定されていないか		✔	
		オ）職員や外部からの人材活用が十分なされているか			
		カ）環境を保全する配慮がなされているか			
効率性	3	ア）コスト削減を考えたとき、実施方法は適切か		✔	
		イ）提供するサービスの質を考えたとき、実施方法は適切か		✔	
		ウ）地域、民間業者等に委託することが望ましくないか			
		エ）事業に投入された人員は適切か	✔		
		オ）事業の合理化は図られているか			
		カ）受益者負担等は適切か		✔	

総合評価	3.3	

今後の方向性		
		拡充
		現状のまま継続すべき
※単年度事業以外はその理由を総合評価に対する特記事項に記載	✔	見直しのうえ継続すべき
		事業単位を見直し（統廃合・縮小のうえ継続）
		廃止

評価指標	
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	低い
1	極めて低い

令和２年度　西脇市地区まちづくり実践補助事業　採択事業実績一覧

R3.6.29作成

	事業名	団体名	主な事業内容	事業費（千円） ※千円未満切捨て	補助額（千円）
1	西脇地区コミュニティ活動推進事業	西脇地区コミュニティ活動推進協議会	①総務部会 コミセンだよりの発行、コミセンかわら版の発行 ②体育部会 うきうきのびのび健康体操 ③環境保全部会 イルミネーション電飾、花のある街づくり、とんど焼き	633	227
2	西脇区まちづくり計画実践活動事業	西脇区まちづくり委員会	①地区整備部会 ふれあい交流館の管理運営などの高齢化対策、手作りクリスマスツリー、カレンダーの作成 ②生活・情報部会 あいさつ運動、ドウジアム前花壇の整備 ③環境部会 童子山わらべ花壇整備、コミセンひろば整備、犬のフン対策	1,486	973
3	よいとこちがうか日野の里推進委員会事業	よいとこちがうか日野の里推進委員会	①農業体験交流 日野小学校の児童を対象に農業体験事業を実施 ②桜保全事業 日野地区のシンボルである「日野の郷地蔵一本桜」周辺の整備 ③まちの美化清掃活動 ゴミ拾い等の清掃活動を行い、まちを美しく保つ取組 ④安心安全のまちづくり 交通安全や防犯に関するチラシの回覧、日野っ子見守り隊	157	77
4	重春まちづくり事業	重春まちづくり協議会	①頼政まつり コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小して開催 ②景観づくり 地区内のコスモスの生育 ③矢筈山の整備 登山道の整備	97	76
5	野村地区まちづくり事業	野村地区まちづくり推進協議会	①広報費 年３回（約8,100部）発行する広報紙 ②花いっぱい 西脇市駅、野村公園などに植栽 ③イベント事業 西脇市駅前イルミネーション装飾	1,097	358
6	芳田地区まちづくり推進事業	芳田ふれあい会議	①プロジェクト部会 芳田自治協議会（仮称）への移行準備、野間川芳田公園清掃 ②地域活性部会 芳田の里花いっぱい運動、ふれあいサロン、芳田ふれあい直売所の充実 ③イベント部会 芳田街道イルミネーション、角尾山登山道整備	498	449
			合計	3,968	2,160

令和２年度市民提案型まちづくり事業の概要

予算額900,000円　　決算額730,000円

	事業名	団体名	補助額（事業費）	事業概要
1	地域文化創生事業	西脇を学ぶ会	132,000円 (132,525円)	西脇の自然、歴史、産業などを深く学ぶことができる講演会等を実施し、地域文化の発展と創造、人材育成に寄与する。
2	音声アプリ（ＵＤトーク）を活用した情報保障事業	文字通訳サークルちょうちょ	276,000円 (288,390円)	市民講座や市議会中継に字幕を提供するなど、耳の聞こえ方に関係なく誰もが平等に情報を得られるための情報保障活動を実施。
3	第１回北はりま障がい者美術（アールブリュットアート）公募展事業	北はりま障がい者美術公募展世話人会	178,000円 (317,362円)	障害のある方々への合理的配慮の提供や社会参加の促進を目的に美術展を実施し、鑑賞を通じた交流を図る。
4	西脇市民の健康増進事業	よりあう	144,000円 (167,101円)	健康運動やものづくり等の活動を通して、市民の健康増進に加え、多世代の交流や障害のある方の社会参加を支援する。

市民提案型まちづくり事業補助金の実績（H23～R1）

※補助団体数：２９団体　　補助件数：66件　　補助総額：16,568,000円

	H２３	H２４	H２５	H２６	H２７
補助額	1,285,000	2,010,000	1,836,000	1,904,000	2,503,000
補助件数	7	9	7	7	9
	H２８	H２９	H３０	R１	合計
補助額	2,110,000	2,380,000	1,570,000	970,000	16,568,000
補助件数	8	9	6	4	66

（概要）

まちづくり推進事業は大きくわけて３つの事業から構成されている。地区まちづくり実践補助金と市民提案型まちづくり事業補助金、地域自治一括交付金である。委員会では中でも市民提案型まちづくり事業補助金について意見が集中した。なお、市民提案型まちづくり事業補助金とは、①市民活動団体が自主的、主体的に行うまちの魅力を高める又は社会的課題を解決する公益的な事業に対し補助金を交付する②上限は30万円で、交付回数は１団体につき３回まで（つまり３年）という支援制度である。

上記実績に見られるように、平成27年をピークに補助金額、補助件数ともに年々減少している。

（評価）

まちづくり推進事業そのものの存在意義は充分認められるものであるし、むしろこれからどんどん広げていくべきものと委員会では認識が一致した。地域自治協議会も現在は３地区であるが、令和３年度中にも１地区が結成の予定とのことで、ますます活動の拡大と充実が期待されるところである。とはいえ、市民提案型まちづくり事業補助金は、前述のように低迷していることから、制度の見直しや改善が必要との意見で委員会では一致した。よって、委員会の評価としては「**見直しのうえ継続すべき**」となった。

見直しの内容の方向性については以下の事項を委員会として提言する。

- 市民提案型まちづくり制度の存在を知らない市民が多い、もっとＰＲすべきである。
- 同一事業に対する補助金の交付は３回までとなっているが、事業によっては５回までとすべきである。
- 補助金の使途は一律に規制すべきではなく、事業目的を鑑みて許可の可否を判断すべきである。
- 補助対象団体の要件を緩和すべきである。
- 団体からの申請を待つだけでなく、西脇市の課題を提示して、その課題解決をしてくれる団体を募集する試みを始めるべきである（参考：尼崎市市民提案制度）。

（各委員の意見）
林委員長
　市民提案型は制度開始以来、近年徐々に衰退しているように感じる。制度を改正する必要があるのではないか。団体側も制度の使いにくさを指摘している。また丸投げではなく、市と協働でまちづくりができるような仕組みづくりも必要なのではないか。地域自治一括交付金については、地域によってはまだまだ区長会との棲み分けが確立されていないように感じる。地区まちづくり実践補助金はコロナで中止したものもあり、活動が抑制されているとは思うが、地域に根差した大切な活動であるように思う。

美土路副委員長
　市民にこの事業の周知がなされているか。市民の定義や制度設計など、今の情勢に合わせた見直しが必要かどうか、一度考えてもいいのではないか。基本的には継続の方向性でいいのではないかと思う。

吉井委員
　自主的、自発的に取り組む非営利で公益的な事業を支援することは大切である。しかし社会的課題の解決を図り、西脇市の新たな魅力の発見を目指すとの目標達成はまだまだ遠い。自主的、自発的と云うものの、募集の「テーマ」を提案するなど、取り組みの発端を提供し見守る支援も必要ではないか。

村岡委員
　これまでに33団体に補助金採択をし、その８割が現在も活動を継続していることは評価に値する。しかし、採択団体の審査結果等はまちづくり推進審議会の議事録の資料等で確認はできるが、場所が非常にわかりにくく検索がしにくいので一般にはなじみにくい感がある。今後はそのあたりのこともできる限りわかりやすく見える化し多くの団体の参加を促すとともに、予算の範囲にとらわれず、応募数や内容等に応じた増額補正など、柔軟な対応を望むところである。

東野委員
　市民提案型まちづくり事業は、市民の自主的な活動を応援する大切な事業であると考える。市民が利用しやすいように、さらに工夫が必要であると考える。

岡崎委員
　コロナ禍での補助金を活用された事業として、参加者増加につながっていることに驚いた。今後は、市民交流や共生のまちづくりにつながっていくと考えます。また、補助率の高低差もあるが、新たなまちづくり活動の創出として理解できます。

中川委員
　元年度予算 120万円（補正後）決算額97万円→２年度予算90万円に対して決算額73万円と縮小傾向。

令和２年度
事務事業評価報告書

令和３年８月

文教民生常任委員会

文教民生常任委員会　事務事業評価
評価対象事業「野外活動施設維持管理事業（キャンプ場）」

1　事業の目的

青少年の健全育成のために整備された野外活動施設の維持管理

所管は教育委員会　青少年センター

2　計画の位置付け

第２次西脇市総合計画　基本構想・前期基本計画

第１章　　未来を拓く次世代が育まれるまち

政　策　　教育を支える環境を整える

施　策　　家庭や地域と連携します

3　調査の目的

毎年、利用者は微増しているものの、本来の目的である青少年の健全育成の施設としての利用はないのが現状である。市の事業として適切か否か現地視察をして協議する。

4　対象となる野外活動施設（キャンプ場）

⑴　県民広場キャンプ場・・鹿野町

⑵　奥山キャンプ場・・富吉上町

⑶　武嶋キャンプ場・・大木町

⑷　木谷山キャンプ場・・出会町

5　調査内容

⑴　利用状況

担当課に４施設の利用件数、利用者数（おとな・子ども別）、市内利用者、市外利用者等の分かる資料請求

＜委員会で協議＞

市内のキャンプ場は４カ所とも利用件数、利用者数は僅かずつではあるが増えている。内訳は大人の利用は増えているが子どもの利用は減少している。また、市内利用者 385人に対し市外利用者は 4,490人と市外からの利用者が多く（令和２年４月～令和３年３

月末の利用状況）、市民のための施設にはなっていないとも言えるが、西脇市民も他市のキャンプ場を利用していることから「お互いさま」と言える。（市民利用率： 7.9%）

⑵　市内キャンプ場視察

令和２年７月17日（金）に下記の４施設を視察

＜委員会で協議＞

キャンプ場の設備

	電　気	上水道	水洗トイレ	くみ取り式トイレ	東　屋	炊事棟
県民広場キャンプ場		○		○		○
奥山キャンプ場				○		
武嶋キャンプ場				○		
木谷山キャンプ場	○	○	○		○	○

・県民広場キャンプ場・・一日一組の利用に限定されている。そのため他と比べると利用件数、利用者数は少ないが年間通じて利用されているので県民広場キャンプ場のファンがあるように感じる。ゴールデンバレーゴルフ場に隣接し、池があり、景観は良い。

・奥山キャンプ場・・設備はトイレ（くみ取り式）があるだけだが年々利用件数は増えてきている、「おひとり様キャンプ」のブームが要因とも思われる。

・武嶋キャンプ場・・キャンプ場が広く、それぞれのテントが独立して張れる。昨今流行のゲームに使用されるＢＢ弾が散乱している点が懸念される。

・木谷山キャンプ場・・設備（電気・上水道・東屋・炊事場・水洗トイレ）が充実している。４つのキャンプ場の中では一番利用が多く環境が良い。

⑶　予算

野外活動施設維持管理事業予算

Ｒ２年度予算　1,371,000円

需要費　105,000円　（消耗品費、光熱水費、修繕費）

委託料　276,000円　（キャンプ場整備委託料）

工事費　990,000円　（奥山キャンプ場東屋解体費）

Ｒ３年度予算　381,000円

需要費　105,000円　（消耗品費、光熱水費、修繕費）

委託料　276,000円　（キャンプ場整備委託料）

＜委員会で協議＞

令和２年度は奥山キャンプ場東屋解体工事費が 990,000円計上されたが、例年、

381,000円の予算である。そのうち委託料が 276,000円で４カ所のキャンプ場の整備を委託している。里山の管理や整備にもなり予算は適正である。

(4) 課題

Ａ　今後も、当初の目的である青少年の健全育成の施設として維持する

Ｂ　目的の変更や有料にする等 現状に合った施設にする

Ｃ　観光とリンクさせるなどして利用者を増やす工夫をする

＜委員会で協議＞

Ａについての意見

・青少年育成の野外活動の場とするのなら４カ所とも残したらよい。
・昔は、子ども会やボーイスカウトが利用していたが、今はその活動がほとんどない。
・目的のひとつには自然と親しむということもあるので施設は今のままでよい。
・西脇市民の一部は利用しているが、大半は他市のキャンプ場を利用していることより、お互いさまの交流人口で良いのではないか。

Ｂについての意見

・ 観光資源とするなら有料にする。
・有料の場合は、利用料の徴収等、課題がある。
・教育施設として考えるなら青少年センターから所管を変更して生涯学習課にする。

Ｃについての意見

・観光の施設にするには水道や設備に費用がかかる。
・観光を取り入れるなら所管は商工観光課になる。
・受付の時にキャンプ場のある地区の案内図を渡して、行き帰りに買物によってもらうよような広がりがあるようにするとよい。
・ネット予約の時に地域のＰＲをしてはどうか。

(5) 他市のキャンプ場利用状況

西脇市のキャンプ場と同様のキャンプ場として４月19日に小野市鴨池公園キャンプ場を視察する計画を立てたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、他市への視察は中止とし、下記のキャンプ場の利用状況の資料を入手した。

＜委員会で協議＞

・小野市鴨池公園キャンプ場・・令和２年度（４月～10月）の利用者は 634人、うち市内利用者は 224人、市外利用者は 410人（11月～３月までは野鳥の飛来時期で休園）。（市民利用率：35.3%）

・加西市古法華自然公園キャンプ場・・30張が張れる広さがある。令和２年度は市内利用者 315人に対し市外からの利用者が15,500人。バーベキューサイトもあり、そちらの利用も多い。（市民利用率：1.99%）

＊２カ所ともに市外からの利用者が圧倒的に多くなっており、西脇市と同様である。

６　委員の評価

事務事業評価表は別紙添付

７　評価について委員の意見

⑴　妥当性について

アウトドア志向がコロナ禍で加速し、市民利用は少ないが市外からの利用者数が年々増加している。無料で利用でき結果として交流人口の増加に寄与しており妥当な事業である。

⑵　有効性について

当初、青少年の健全育成のための野外活動施設であったが、昨今は大人主体の施設となっている。当初の事業目的とは異なるが、利用者数の増加や、キャンプ場整備が里山の環境維持にもつながり有効な事業である。

⑶　効率性について

最小限の予算・人員で運営されており、整備にも地元住民の協力を得て効率よく運営されている事業である。

（総合評価）

この事業は、青少年の健全育成のための野外活動施設としてその役割を果たしてきた。昨今はファミリーや大人のキャンプ場として活用されている。無料で利用でき、大半が市外在住者の利用で、近年増加傾向が続き西脇市の魅力の一つとなっている。結果的に交流人口の増加にも寄与しており、委員会として妥当性・効率性においては高い評価となった。

８　委員会の結論

総合評価の通り、この事業は現状のまま継続すべき事業とする。

委員より、当初の目的である青少年の健全育成のための施設の役割を終え、現在は一般のキャンプ利用となり目的が変わった。よって所管部署が現在のままで妥当なのかを協議した。またキャンプ場利用者の市内消費に繋がる取組や、観光資源としての活用を考えて

はとの意見があり協議をしたが、委員会の結論は、４カ所ともに個性があり少ない事業費で効率的に運営され現状でも利用者が増加していることを踏まえ「現状のまま継続すべき」とする。

以　上

別紙（事務事業評価表）

議会による事務事業評価（議員）

評価対象事業名	野外活動施設維持管理事業（キャンプ場）		
所管常任委員会	文教民生常任委員会	評価者	
基本政策	第１章　未来を拓く次世代が育まれるまち		
政策	教育を支える環境を整える		
施策	家庭や地域と連携します		

事業評価（５段階評価）

項目	評価	評　価　内　容 理由（該当する項目を三段階で評価） （○）良好・すべき　（△）どちらともいえない　（×）不良・すべきでない	○	△	×
妥当性	4	ア）社会情勢からみて実施すべきか	7		
		イ）一定の成果が上がっているか、引続き継続すべきか	6	1	
		ウ）行政で行うべきか（税金を使うべきか）	7		
		エ）他事業とサービスが重なっていないか	6	1	
		オ）他自治体と比べサービスの対象、内容が適切か	3	4	
		カ）市民全員のためになっているか		4	3
有効性	3	ア）前年以前と比較し、事業効果は上がっているか	6	1	
		イ）事業目標が達成できているか		3	4
		ウ）目標が達成可能な事業であるか		2	5
		エ）目標が低く設定されていないか	−	−	−
		オ）職員や外部からの人材活用が十分なされているか	−	−	−
		カ）環境を保全する配慮がなされているか	7		
効率性	4	ア）コスト削減を考えたとき、実施方法は適切か	6	1	
		イ）提供するサービスの質を考えたとき、実施方法は適切か	5	2	
		ウ）地域、民間業者等に委託することが望ましくないか		2	5
		エ）事業に投入された人員は適切か	6	1	
		オ）事業の合理化は図られているか	5	2	
		カ）受益者負担等は適切か	6	1	

総合評価	4	

今後の方向性		拡充
※単年度事業以外はその理由を総合評価に対する特記事項に記載	○	現状のまま継続すべき
		見直しのうえ継続すべき
		事業単位を見直し （統廃合・縮小のうえ継続）
		廃止

評価指標	
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	低い
1	極めて低い

＜議員協議会資料＞

播州織議会小委員会

播州織議会の実施報告書

1　経緯・目的

市長から議長にストール議会の開催の可否の相談があり、議会は小委員会を設置して対応について検討した。その結果、ストールだけではなく播州織製品全体をＰＲできる会議を議会が主体となって、開催することとした。

新市庁舎移転後、初めて開く定例会第１日を「**播州織議会**」と定め、地場産業である播州織を盛り上げることを目的として開催した。

2　実施日

令和３年６月７日(月)　**６月定例会第１日**

3　実施内容

⑴　各議員の服装

ドレスコードを播州織とし、Ｙシャツ、ストール、浴衣、マスクなど特に服装の指定はせず各議員が自由に選んで身につける。

当日の議会の様子は以下の図の通りである。

⑵　マスコミへのアナウンス/反応

事前の発表により、当日は**新聞３社、テレビ局３社**の取材があった。

テレビ各局については、議長や市長へのインタビュー、議場への入場の様子が当日放映された。

(3) 採決

新議場では電子採決が可能であったが、あえて電子採決を使用せず起立による採決とすることにより、播州織を見てもらう工夫をした。採決の様子は右図の通り。

(4) 議場内の飾り付け

議場正面に播州織布地を飾り、播州織議会を演出した。

4 播州織議会を振り返って

(1) 本議会を実施することが直前の６月３日に決定したため、準備不足であった。例えば、市民へのＰＲも不十分で、多くの市民は実施後のマスコミ報道で初めて知ったと思われる。

(2) マスコミには大きく取り上げられ、播州織のＰＲ効果は十分にあったと思われる。播州織業界からもお礼の書面を頂き、今後の継続を望まれている。

(3) 服装を播州織製品であれば何でも良いとしたことは、議員の個性が感じられた。播州織製品の品揃えの広さやカラフルさをＰＲできた。

(4) 期間を定例会初日だけとしたのも、新議場のお披露目を兼ねたインパクトとの相乗効果があり良かった。

(5) 議会事務局を通じて、本会議出席の理事者にも服装等の協力を呼びかけた。当日は一部の課においては播州織を身につけての業務が行われた。

5 市民の反応

【市民から寄せられたご意見】

☆テレビにも沢山取り上げられとても良かった。市議会もなかなかやりますね。

☆西脇市のＰＲになった。面白い企画と思いました。

【播州織工房館にヒアリング】

☆工房館に来られたお客さんから「テレビを見たよ」との声が多くあった。

☆市長がされていたマスクを買いに来られた。

☆テレビのニュースを見た方から、議員それぞれの個性が出ていて良かった。

6 今後の開催等について

今回の播州織議会の検証を実施するに際しては、小委員会以外の議員に対してもアンケートを行った。「決議をしての実施」「もう参加したくない」等の意見もあったが、小委員会としては年１回の実施が妥当であると考える。また、「地場産業議会」として実施するなど、開催の仕方については工夫が必要との意見もあった。

なお、６月３日の議員協議会では来年以降の実施については、改選後の議会にて決めることになっており、あくまで参考意見として申し送るものである。

＜播州織議会小委員会＞

委 員 長　高瀬　洋　　　　委員　岡崎義樹　浅田康子

副委員長　吉井敏恭　　　　　　　坂部武美　東野敏弘

以上

＜議員協議会資料＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年８月 10 日

北播衛生事務組合議会報告

１．　開催日時：令和３年７月 12 日（月）１１：００～１１：３０
２．　場　所：北播衛生事務組合南部衛生公園 会議室
３．　西脇市議会の出席者：浅田、村岡、高瀬（記）
４．　内　容：
　　　審議事項：同意第１号　北播衛生事務組合監査委員選任の件
　　　　　　　　議案第３号　令和３年度北播衛生事務組合一般会計補正予算

１）管理者より状況の報告
・コロナ対策については、本設備は、（サッカー場を除き）一般の人は来ないが工事関係者には防止対策を徹底している。
・今回、基金に余りが生じたので各市に返金することとしたいので、審議をお願いしたい。

２）審議結果
・監査委員に、小野市の山本悟朗氏を選出した。
・補正予算は可決した。（各市への返金額は別紙）
　参考：施設建設費　511,046 千円

以上

令和3年度建設経費負担金分賦表(補正第1号)

区分		施設建設費						特別経費	合計	備考
		平等割	人口割(40%)		実績割(50%)		計			
市町別		(10%)	人口(人)	金額(千円)	実績(車)	金額(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
西脇市	補正前の額	1,704	33,957	5,652	2,466.34	6,422	13,778	0	13,778	
	補正第1号	0		0		0	0	0	0	
	小計	△ 1,704		△ 5,652		△ 6,422	△ 13,778	0	△ 13,778	
小野市	補正前の額	1,704	48,580	8,085	3,110.10	8,120	17,909	0	17,909	
	補正第1号	0		0		0	0	0	0	
	小計	△ 1,704		△ 8,085		△ 8,120	△ 17,909	0	△ 17,909	
加東市	補正前の額	1,704	40,310	6,709	4,230.57	11,016	19,429	0	19,429	
	補正第1号	0		0		0	0	0	0	
	小計	△ 1,704		△ 6,709		△ 11,016	△ 19,429	0	△ 19,429	
計	補正前の額	5,112	122,847	20,446	9,807.01	25,558	51,116	0	51,116	
	補正第1号	0		0		0	0	0	0	
	小計	△ 5,112		△ 20,446		△ 25,558	△ 51,116	0	△ 51,116	

第40回北はりま消防組合議会臨時会

令和３年８月10日

日　時／令和３年７月29日（木）午前10時30分
場　所／北はりま消防組合　西脇消防署大会議室
出席者／寺北建樹、浅田康子

協議事項

1　副議長の選挙
　原田久雄議員（加西市議会）に決定

2　令和３年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第１号）
　歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2,507,365千円とする（資料添付）

3　西脇消防署多可出張所新築工事変更請負契約締結の件
　変更前　216,480,000円
　変更後　221,941,500円
　増額　　　5,461,500円
　変更理由
　⑴　敷地北側の防音フェンス工事
　⑵　排水引き込み工事
　⑶　建物土間下工事
　⑷　ホースタワー基礎下補強工事に係る増額

4　高規格救急自動車購入の件
　⑴　購入目的
　　加西消防署、加東消防署東条出張所に配置の車両は北はりま消防組合車両更新基準の10年を超え、車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に輸送することに支障をきたす恐れがあるため。
　⑵　納入場所
　　・加西消防署
　　・加東消防署東条出張所

(3) 契約内容

高規格救急自動車購入　２台

(4) 購入予定額

63,140,000 円

(5) 契約の相手方

兵庫トヨタ自動車(株)

5　北はりま消防組合監査委員の選任の件

大畑一千代議員（加東市議会）に全員一致で選任に同意

6　北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件

鈴木恒男氏（西脇市比延町）に全員一致で選任に同意

以上

令和３年度補正予算　資料

令和３年７月２９日（木）

１　補正理由

⑴　職員手当等の増額

新型コロナウイルス感染患者の搬送件数が当初の見込みより増加したことから、特殊勤務手当を２，５８１千円増額するもの

⑵　備品購入費の増額

加西市の㈱千石から３，０００千円の御寄附があり、この機会を捉え、職員の安全性の向上、消毒作業等の効率性と効果を上げるため、各署所において不足する機器の整備を行うため備品購入費を増額するもの

２　補正予算の概要

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７，５８１千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２，５０７，３６５千円とします。

歳入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6　寄附金		0	3,000	3,000
	1　寄附金	0	3,000	3,000
8　繰越金		1,000	4,581	5,581
	1　繰越金	1,000	4,581	5,581
歳入合計		2,499,784	7,581	2,507,365

歳出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3　消防費		2,169,050	7,581	2,176,631
	1　消防費	2,169,050	7,581	2,176,631
歳出合計		2,499,784	7,581	2,507,365